

香川県報



第 37 号

平成 16 年

5月11日(火曜日)

目次

告 示

●平成二年香川県告示第九百五十一号（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項の年金たる補償に係る補償基礎額の知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額）の一部改正
（職 員 課）

●平成四年香川県告示第四百八十四号（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の三第一項の休業補償に係る補償基礎額の知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額）の一部改正
（ 〃 〃 ）

●平成八年香川県告示第四百二十三号（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年香川県条例第三十四号）第十条の二の規定に基づき知事が定める金額）の一部改正
（ 〃 〃 ）

有害図書 の 指 定
（青少年・男女共同参画課）

第九次鳥獣保護事業計画の変更
（環境・水政策課）

道路の供用開始（二件）
（道路保全課）

公 告

一般競争入札の実施
（情報政策課）

指名競争入札の実施
（ 〃 〃 ）

特定非営利活動法人の設立の認証の申請
（県民参画課）

落札者等の公示（四件）
（直島環境センター）

平成十六年度毒物劇物取扱主任者試験の実施
（薬務感染症対策課）

九 八 七 六

四 三

二

一

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

土地改良区の役員 の 退任 の 届出
監査委員公表
監査結果の公表（二件）

（土地改良課） 一〇

告 示

香川県告示第三百十七号

平成二年香川県告示第九百五十一号（議会の議員その他非常勤の職員 の 公務 災害 補償 等 に 関 す る 条 例 第 五 条 の 二 第 一 項 の 年 金 たる 補 償 に 係 る 補 償 基 礎 額 の 知 事 が 最 低 限 度 額 と し て 定 め る 額 及 び 最 高 限 度 額 と し て 定 め る 額 ） の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

平成十六年五月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

表を次のように改める。

年 齢 階 層	最 低 限 度 額	最 高 限 度 額
二十歳未満	四、二四三元	一三、一五八円
二十歳以上二十五歳未満	五、〇六五円	一三、一五八円
二十五歳以上三十歳未満	五、九五四円	一三、一五八円
三十歳以上三十五歳未満	六、六六四円	一六、二二二円
三十五歳以上四十歳未満	七、一四〇円	一九、〇三五円
四十歳以上四十五歳未満	七、二六二円	二一、四八四円
四十五歳以上五十歳未満	七、〇六七円	二一、六〇〇円
五十歳以上五十五歳未満	六、四三九円	二一、七六九円
五十五歳以上六十歳未満	六、〇二六円	二一、三九二円
六十歳以上六十五歳未満	四、三三三元	二一、〇二五円
六十五歳以上七十歳未満	四、一四〇円	一六、二九九円
七十歳以上	四、一四〇円	一三、一五八円

附 則

この告示は、平成十六年五月十一日から施行し、改正後の表の規定は、同年四月一日以降の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

香川県告示第三百十八号

平成四年香川県告示第四百八十四号（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の三第一項の休業補償に係る補償基礎額の知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額）の一部を次のように改正する。

平成十六年五月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

表を次のように改める。

年 齢 階 層	最低限度額	最高限度額
二十歳未満	四、二四三元	一三、一五八円
二十歳以上二十五歳未満	五、〇六五円	一三、一五八円
二十五歳以上三十歳未満	五、九五四円	一三、一五八円
三十歳以上三十五歳未満	六、六六四円	一六、二二二円
三十五歳以上四十歳未満	七、一四〇円	一九、〇三五円
四十歳以上四十五歳未満	七、二六二円	二二、四八四円
四十五歳以上五十歳未満	七、〇六七円	二二、六〇〇円
五十歳以上五十五歳未満	六、四三九円	二二、七六九円
五十五歳以上六十歳未満	六、〇二六円	二二、三九二円
六十歳以上六十五歳未満	四、三三三元	二二、〇二五円
六十五歳以上七十歳未満	四、一四〇円	一六、二九九円
七十歳以上	四、一四〇円	一三、一五八円

附 則

この告示は、平成十六年五月十一日から施行し、改正後の表の規定は、同年四月一日以降に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

香川県告示第三百十九号

平成八年香川県告示第四百二十三号（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年香川県条例第三十四号）第十条の二の規定に基づく知事が定める金額）の一部を次のように改正する。

平成十六年五月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

表を次のように改める。

介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金 額
常時介護を要する状態	一 一の月に介護を要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が十万四千九百七十円を超えるときは、十万四千九百七十円）
介護を要する状態	二 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が五万六千九百五十円以下であるときに限る。）	月額五万六千九百五十円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額）
随時介護を要する状態	一 一の月に介護を要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が五万二千四百九十円を超えるときは、五万二千四百九十円）
	二 一の月に親族又はこれに	月額二万八千四百八十円（新

準する者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が二万八千四百八十円以下であるときに限る。)

たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額)

附則
この告示は、平成十六年五月十一日から施行し、改正後の表の規定は、同年四月一日以降の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

香川県告示第三四二一号
香川県青少年保護育成条例(昭和二十七年香川県条例第二十二号)第八条第二項の規定により、次の圖書を青少年の福祉を阻害するものとして指定した。
平成十六年五月十一日

香川県知事 眞 藤 寛 記

指定番号	指定年月日	種別	図 書 名	雑誌コード	発行所名	指定理由
61	平成十六年四月三十日	雑誌	スーパ一写真塾	15431 - 5	株式会社カジシ	内容が著しく性的感情を刺激し、又は甚だしく粗悪性を助長する等青少年の福祉を阻害するおそれがある。
62		"	お宝ガールズ	02257 - 5	"	
63		"	@BUBKA DX BUBKA MAX	VOL.08 5月号増刊	18012 - 5	"
64		"	ホイップ	No.52 5月号	08169 - 5	"
65		"	別冊BUBKA	5月号	08023 - 5	"
66		"	MerFre BOMBER NUMBER.036	5月号	08513 - 05	株式会社セラーズ

67	"	ザ・ベストMAGAZINE No.240	5月号	14003 - 5	"
68	"	ザ・ベストMAGAZINE Special NUMBER.130	5月号	14077 - 5	"
69	"	ガッツ!	No.75 5月号	02393 - 5	"
70	"	ケータイインディーズ Gekijura	vol.007	61810 - 97	英知出版
71	"	ピチオボーイ	No.241 5月号	07679 - 5	"
72	"	GOKUH	No.154 5月号	03797 - 05	株式会社パルカ
73	"	Dr.ピカソ	No.110 5月号	06635 - 05	"
74	"	裏交際ジャロ 激撮投稿	Vol.1 5月号増刊	13574 - 5	株式会社Max CORPORATION
75	"	COMIC BOY	VOL.214 5月号	13723 - 5	株式会社日本出版
76	"	オトナの週末パソコン PC・GIGA	Vol.2 5月号増刊	07262 - 5	インフォレスト
77	"	DXピチオ&DVD	5月号	06463 - 5	株式会社アザニール
78	"	DoN DoN	352 5月号	06775 - 05	株式会社日本シャール出版
79	"	パソコンパラダイス	Vol.144 5月号	07483 - 05	株式会社メデアックス
80	コミック雑誌	BOYS ピアス	5月号	08177 - 05	株式会社アザニール

香川県告示第三百二十一号

第九次鳥獣保護事業計画を変更したので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第四条第四項の規定により、別紙のとおり公表する。

なお、別紙は省略し、変更後の第九次鳥獣保護事業計画書を香川県環境森林部環境・水政策課自然保護室並びに県内の各市役所及び町役場に備え置く。

平成十六年五月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県告示第三百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年五月十一日から同年六月一日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年五月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 道路の種類 県道（一般）

二 路 線 名 高松志度線（二百七十二号）

三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
さぬき市志度字花池尻二五六二番一地先から	一四・四	八六八	平成十年香川県告示第百六十四号で変更した区域の一部
さぬき市志度字正面二二二八番一地先まで	五四・六		

四 供用開始の期日 平成十六年五月十一日

香川県告示第三百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年五月十四日から同年六月四日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年五月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 道路の種類 県道（主要地方道）

二 路 線 名 善通寺綾歌線（二十二号）

三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
善通寺市与北町字西務主二七一八番二地先から	〇・〇	一四〇	平成十五年香川県告示第七百三十二号で変更した区域
善通寺市与北町字東務主二五一〇番七地先まで	二二・〇		

四 供用開始の期日 平成十六年五月十二日

公 告

香川県告示第二百四十七号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成七年香川県規則第八十五号）第六条の規定により読み替えられる香川県会計規則（昭和三十九年香川県規則第十九号。以下「規則」という。）第百六十六条の規定により公告する。

なお、本公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成七年条約第二十三号）の適用を受けるものである。

平成十六年五月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 調達内容

1 借入件名及び数量

ネットワーク機器一式（設置、調整及び保守サービスを含む。）

2 調達件名の特質等 入札説明書及び仕様書による。

3 借入期間 平成十六年十二月一日から平成二十一年十一月三十日まで

4 借入場所 入札説明書及び仕様書による。

5 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

二 入札参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百七十七条の四の規定に該当しないものであること。

2 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、本公告日現在 A 級に格付けされている者であること。

なお、本公告日現在 A 級に格付けされていない者にあつては、平成十六年五月二十七日までに「競争入札参加資格審査申請書」を香川県出納局会計課に提出して、A 級格付けの可否の審査を受けること。

3 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止の措置を受けていない者であること。

4 本公告に示した調達物品を指定する日時及び場所に確実に納入することができることを証明した者であること。

5 本公告に示した調達物品に係る迅速な保守サービスの体制が整備されていることを証明した者であること。

三 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、二の 4 及び 5 並びに仕様書に掲げる要件を満たすことを証明する書類を平成十六年六月四日午後三時までに四の 1 の場所に提出し、当該書類に關し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、提出された書類を審査した結果、当該物品を納入することができる認められ

た者に限り入札の対象とする。

四 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
郵便番号 七六〇 八五七〇 香川県高松市番町四丁目一番一〇号 香川県政策部
情報政策課

電話 〇八七 八三一 三三四〇

2 契約の内容を示す場所及び日時

四の 1 の場所で平成十六年五月十一日から平成十六年五月二十一日（日曜日及び土曜日を除く午前八時三十分から午後五時）まで入札説明書及び仕様書を交付する。

3 郵便又は信書便による入札

可とする。ただし、郵便で書留親展扱いによる送付とし、平成十六年六月二十一日午後五時までに受領したものに限り。

4 入札及び開札の日時及び場所

平成十六年六月二十二日午後二時 香川県高松市番町四丁目一番一〇号 香川県庁
北館三階入札室

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 入札保証金及び契約保証金 規則第二百五十二条各号に該当する場合は免除

3 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札及び規則第七十一条各号に掲げる場合における入札は、無効とする。

4 入札又は開札の取消し又は延期

天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に關し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

5 落札者の決定方法

規則第四百七十七条第一項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

6 落札の無効

落札者は、落札決定の通知を受けた日から五日以内に契約を締結しなければならず、この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落札は、無効とする。ただし、契約書を郵送する場合その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することができる。

7 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

8 契約書作成の要否 要

9 その他 詳細は、入札説明書による。

六 Summary

1 Nature and quantity of items to be leased :

One complete Network apparatus (Including installation, adjustment, maintenance service.)

2 Date/time for bidding and bid opening :

2:00 p.m., 22 June, 2004

3 Contact : Information Policy Division Policy Planning Department,

Kagawa Prefectural Government, 4-1-10, Bancho, Takamatsu-shi,

Kagawa-ken, Japan760-8570. TEL 087-832-3140

香川県公告第二百四十八号

次のとおり指名競争入札（以下「入札」という。）を行うので、特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成七年香川県規則第八十五号）第九条の規定により公示する。

なお、本公告による調達には、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成七年条約第二十三号）の適用を受けるものである。

平成十六年五月十一日

一 調達内容

- 1 借入件名及び数量 汎用電子計算機システム一式
- 2 調達件名の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 借入期間 平成十六年六月一日から平成二十年五月三十一日まで
- 4 借入場所 入札説明書及び仕様書による。
- 5 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

二 入札参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
 - 2 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、本公日告現在A級に格付けされている者であること。
 - 3 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止の措置を受けていない者であること。
 - 4 本公告に示した調達物品に係る納入実績があり、指定する日時及び場所に確実に納入することができることを証明した者であること。
 - 5 本公告に示した調達物品に係る迅速な維持補修サービスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- 三 指名されるために必要な要件
- 入札に参加を希望する者であって県への電子計算機システムの納品の実績のない者にあつては、二の4及び5並びに仕様書に掲げる要件を満たすことを証明する書類を平成十六年五月十七日午後三時まで二の1の場所に提出し、当該書類に関し説明を求めら

れた場合は、それに応じなければならない。

なお、提出された書類を審査した結果、当該物品を納入することができると思われ
た者に限り入札の対象とする。

四 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
郵便番号七六〇 八五七〇 香川県高松市番町四丁目一番一〇号

2 契約の内容を示す日時及び場所
香川県政策部情報政策課 電話 〇八七 八三一 三三四一

3 契約の内容を示す日時及び場所
平成十六年五月十二日午後二時

4 入札及び開札の日時及び場所
香川県高松市番町四丁目一番一〇号 香川県政策部情報政策課

5 その他
郵便又は信書便による入札

可とする。ただし、郵便で書留親展扱いによる送付とし、平成十六年五月二十日午
後五時までに受領したものに限る。

6 入札及び開札の日時及び場所
平成十六年五月二十一日午後一時三十分

7 入札及び開札の日時及び場所
香川県庁舎北分館四階第十会議室

8 その他
香川県庁舎北分館四階第十会議室

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 入札保証金及び契約保証金

香川県会計規則（昭和三十九年香川県規則第十九号。以下「規則」といづ。）第百
五十二条各号に該当する場合は免除

3 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行
しなかつた者のした入札及び規則第七十一条各号に掲げる場合における入札は、無
効とする。

4 入札又は開札の取消し又は延期

天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により明
らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期す

ることがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負
担とする。

5 落札者の決定方法

規則第四百七十七条第一項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低
価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

6 落札の無効

落札者は、落札決定の通知を受けた日から五日以内に契約を締結しなければならず、
この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落
札は、無効とする。ただし、契約書を郵送する場合その他やむを得ない事由がある場
合は、この期間を延長することができる。

7 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡して
はならない。

8 契約書作成の要否 要

9 その他 詳細は、入札説明書による。

六 Summary

1 Nature and quantity of the products to be leased : 1 set of Mainframe computer
system

2 Time-limit for tender : 1:30p.m., May 21, 2004

3 Contact point of the notice: Information Policy Division, Policy Planning Department,
Kagawa Prefectural Government, 4-1-10, Bancho, Takamatsu-shi,
Kagawa-ken, Japan, 760-8570. TEL 087-832-3141

香川県公告第二百四十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利
活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。
なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十六年六月二十六日まで
縦覧に供する。

平成十六年五月十一日

一 申請のあった年月日

香川県知事 真 鍋 武 紀

平成十六年四月二十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人ITCかがわ

大和田 昭邦

高松市林町二二七番地一五

三 定款に記載された目的

この法人は、ITコーディネータ制度の社会への浸透を図り、戦略的な情報化投資に熱意と意欲を持つ不特定多数のものに対して支援活動を行うとともに、ITコーディネータの育成、普及を図り、もって企業や団体の経営活動における情報技術活用の浸透と、それに基づく国際競争力の維持、地域社会・行政の情報化の促進、ひいては活力ある経済社会の発展など、広く公益の増進に寄与することを目的とする。

香川県公告第二百五十号

特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成七年香川県規則第八十五号）第十七条の規定により、次のとおり落札者等を公示する。

なお、本公告における調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成七年条約第二十三号）の適用を受けるものである。

平成十六年五月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 調達件名及び予定数量 炭酸カルシウム 三、二〇、〇〇〇キログラム

二 調達方法 購入等

三 契約方式 一般競争入札

四 落札決定日 平成十六年三月二十五日

五 落札者の氏名及び住所 菱光産業株式会社直島営業所 香川郡直島町二五七二一

六 落札金額 一キログラムあたり一四・四九円（単価契約）

七 入札公告日 平成十六年一月三十日

八 落札方式 最低価格

九 担当課 郵便番号七六一 三二一〇 香川郡直島町二六二八 一 香川県直島環境セ

ンター 電話番号〇八七 八九二 二九八一

香川県公告第二百五十一号

特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成七年香川県規則第八十五号）第十七条の規定により、次のとおり落札者等を公示する。

なお、本公告における調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成七年条約第二十三号）の適用を受けるものである。

平成十六年五月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 調達件名及び予定数量 消石灰 一、一四四、〇〇〇キログラム

二 調達方法 購入等

三 契約方式 一般競争入札

四 落札決定日 平成十六年三月二十五日

五 落札者の氏名及び住所 株式会社真屋商店 高松市大工町一 一〇

六 落札金額 一キログラムあたり三一・一八五円（単価契約）

七 入札公告日 平成十六年一月三十日

八 落札方式 最低価格

九 担当課 郵便番号七六一 三二一〇 香川郡直島町二六二八 一 香川県直島環境セ

ンター 電話番号〇八七 八九二 二九八一

香川県公告第二百五十二号

特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成七年香川県規則第八十五号）第十七条の規定により、次のとおり落札者等を公示する。

なお、本公告における調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成七年条約第二十三号）の適用を受けるものである。

平成十六年五月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 調達件名及び予定数量 生石灰 二、三四〇、〇〇〇キログラム

二 調達方法 購入等

三 契約方式 一般競争入札

四 落札決定日 平成十六年三月二十五日

五 落札者の氏名及び住所 菱光産業株式会社直島営業所 香川郡直島町二五七二一

六 落札金額 一キログラムあたり二七・三円(単価契約)

七 入札公告日 平成十六年一月三十日

八 落札方式 最低価格

九 担当課 郵便番号七六一 三一一〇 香川郡直島町二六二八 一 香川県直島環境セ

ンター 電話番号〇八七 八九二 二九八一

香川県公告第二百五十三号

特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則(平成七年香川県規則第八十五号)第十七条の規定により、次のとおり落札者等を公示する。

なお、本公告における調達は、WTO(世界貿易機関)に基づく政府調達に関する協定(平成七年条約第二十三号)の適用を受けるものである。

平成十六年五月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 調達件名及び予定数量 炭酸カルシウム 五、四六〇、〇〇〇キログラム

二 調達方法 購入等

三 契約方式 一般競争入札

四 落札決定日 平成十六年三月二十五日

五 落札者の氏名及び住所 菱光産業株式会社直島営業所 香川郡直島町二五七二一

六 落札金額 一キログラムあたり二四・八八五円(単価契約)

七 入札公告日 平成十六年一月三十日

八 落札方式 最低価格

九 担当課 郵便番号七六一 三一一〇 香川郡直島町二六二八 一 香川県直島環境セ

ンター 電話番号〇八七 八九二 二九八一

香川県公告第二百五十四号

毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三十三号)第八条第一項第三号に規定する毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成十六年五月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 試験の日時、場所及び試験科目

1 日時

平成十六年八月八日(日曜日)午前十時から正午まで

2 場所

高松市番町三丁目一番一号 香川県立高松高等学校

3 試験科目

(一) 筆記試験

(1) 毒物及び劇物に関する法規

(2) 基礎化学

(3) 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法

(二) 実地試験

毒物及び劇物の識別及び取扱方法(実地試験は、記述式の方法による。)

二 受験願書の提出先

1 県内居住者 香川県東讃保健福祉事務所衛生課 香川県中讃保健福祉事務所衛生課 香川県西讃保健福祉事務所衛生課 香川県小豆総合事務所衛生課

2 県外居住者 高松市番町四丁目一番一〇号(郵便番号七六〇 八五七〇)

香川県健康福祉部業務感染症対策課

三 受験願書の受付期間

平成十六年六月十日(木曜日)から同月二十三日(水曜日)まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

郵便等による送付による場合は、平成十六年六月二十三日までの消印(これに準ずるものを含む。)があるものに限り受け付ける。

四 提出書類及び受験手数料

1 提出書類

(一) 受験願書

(二) 添付書類

五色台少年自然の家	〃	義務教育課	〃
五色台野外活動センター	〃	高校教育課	〃
盲学校	〃	障害児教育課	平成16年2月18日
志度高等学校	平成16年1月23日	保健体育課	〃
三本松高等学校	〃	全国スポーツ・レクリエーション祭	〃
農業経営高等学校	〃	準備室	〃
飯山高等学校	〃	生涯学習課	〃
観音寺第一高等学校	平成16年1月27日	人権・同和教育課	平成16年2月19日
三豊工業高等学校	〃	文化行政課	〃
多度津工業高等学校	〃	埋蔵文化財センター	〃
多度津水産高等学校	〃	福利課	〃
中讃教育事務所	〃	文化会館	平成16年3月25日
香川西部養護学校	平成16年1月29日	東讃教育事務所	〃
西讃教育事務所	〃	図書館	〃
高松養護学校	〃	笠田高等学校	〃
三木高等学校	〃	高瀬高等学校	〃
香川東部養護学校	〃	高瀬のそみが丘中学校	〃
坂出高等学校	平成16年2月9日	観音寺中央高等学校	〃
善通寺第一高等学校	〃	高松工芸高等学校	〃
善通寺西高等学校	〃	美術工芸研究所	〃
高松北高等学校	平成16年2月12日	漆芸研究所	〃
高松北中学校	〃	高松西高等学校	〃
屋島少年自然の家	〃	教育センター	〃
高松商業高等学校	〃	坂出商業高等学校	〃
高松高等学校	〃	坂出工業高等学校	〃
高松南高等学校	〃	香川中部養護学校	〃
高松桜井高等学校	〃	豊学校	〃
総務課	平成16年2月17日	香川中央高等学校	〃

丸亀高等学校	〃
丸亀城西高等学校	〃
津田高等学校	〃
大川東高等学校	〃
小豆教育事務所	〃
土庄高等学校	〃
小豆島高等学校	〃
高松東高等学校	〃
石田高等学校	〃
善通寺養護学校	〃
琴平高等学校	〃
香川丸亀養護学校	〃

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算の執行に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 県立高等学校等授業料の減免について

前年度において授業料の減免の決定を受け、引き続き新年度においても授業料の減免の決定を受けた者について、県立高等学校等授業料減免基準に該当しなくなったにもかかわらず授業料の減免を継続しているので、7月以降減免を取りやめ授業料を追加徴収する必要がある。(農業経営高等学校、多度津工業高等学校)

イ 通勤手当の支給について

公共交通機関で通勤する職員の通勤手当の支給に当たり、通用期間6箇月の定期券利用の届出があったにもかかわらず、手続を誤り通用期間1箇月の定期券利用の通勤手当を支給しているので、正当額との差額分を調整する必要がある。(保健体

育課)

ウ 超過勤務手当等の支給について

超過勤務手当又は休日給の支給に当たり、支給割合を誤って支給しているので、正当額との差額分を調整する必要がある。(高校教育課、障害児教育課、全国スガーツ・レクリエーション祭準備室)

(3) 検討指示事項

学校敷地の管理について

一部の高等学校等においては、学校敷地内に介在した農道、水路等が用途廃止されていないものや学校敷地の一部が公道となっているものが見受けられた。これらの解消については、これまでも検討されているが、計画的な解消に努められたい。(高校教育課、障害児教育課)

平成十六年五月十一日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度70%再生紙を使用しています